

道路管理課

長野県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月6日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年2月21日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 長野豊野線
- 2 供用を開始する区間
長野市豊野町石寺ノ前2071番の5地先から
長野市豊野町石寺向美濃和田690番の4地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成20年2月21日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年2月21日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年1月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人わっこ自立福祉会
- 3 代表者の氏名
加藤 荘次郎
- 4 主たる事務所の所在地
上田市上田原1205番地8
- 5 定款に記載された目的
本会は、障害者が自立生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

N P O活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年2月21日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年1月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ノースアルプスバドミントンアカデミー
- 3 代表者の氏名
倉科儀男
- 4 主たる事務所の所在地
北安曇郡池田町3210番地4
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野県の大北周辺地域を中心にバドミントンを子ども達へ教えることによって、長野県のバドミントン及びスポーツの普及とレベルアップを図る事、またスポーツを通じた子ども達の健全な心身の育成に寄与すると共に、指導者が不在であったり練習環境が未整備であったりといった問題を抱える子ども達に練習の場を提供することを目的とする。

N P O活動推進課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年2月21日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画、千曲都市計画及び坂城都市計画下水道事業
千曲川流域下水道（上流処理区）
- 3 事務所の所在地
千曲川流域下水道建設事務所
(長野市大字稻葉字八幡田沖2413-11)
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし。
 - (2) 使用の部分
変更なし。

生活排水対策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年2月21日

長野県知事 村井 仁

1 施行者の名称

長野県

2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画及び須坂都市計画下水道事業

千曲川流域下水道（下流処理区）

3 事務所の所在地

千曲川流域下水道建設事務所

（長野市大字稻葉字八幡田沖2413-11）

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし。

(2) 使用の部分

昭和60年建設省告示第1464号、昭和62年建設省告示第1500号、
平成元年建設省告示第1580号、平成4年建設省告示第505号、
平成6年建設省告示第1177号、平成8年建設省告示第1918号、
平成10年建設省告示第1510号、平成12年建設省告示946号、
平成14年関東地方整備局告示第229号、平成17年関東地方整備局告示第252号の事業地のうち、長野県長野市大字穂保字町裏、須坂市大字小島字新田提問及び字新田東村並びに大字中島字砂間を変更し、長野市大字大町字中堰内並びに大字村山字イカリ並びに若穂綿内字南条、字田中、字東古屋、字下馬場沢、字上馬場沢、字高野、字町田及び字大橋並びに若穂川田字領家及び字領家東並びに若穂牛島字村南沖及び字村東中堰向沖、須坂市大字中島字粟地河原並びに大字井上字前田、字長沢、字砂田、字松宮及び字京善橋並びに大字福島字蛇沢並びに大字九反田字西田及び字前田並びに大字小河原字新田組沖、字別府組沖、字別府山道南沖、字北組沖、字雁田道北沖、字南山道北沖、字南組沖、字須坂道東沖及び字高井野道北沖並びに大字日滝字地蔵原、字古池、字寺窪、字行人塚、字梨木原及び字境塚、上高井郡高山村大字高井字千本松裏を削る。

生活排水対策課

公告

木曽郡木祖村における県営西山地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成20年2月13日行いました。

平成20年2月21日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

平成20年2月14日、長野県梓川土地改良区の定款変更を認可しました。

平成20年2月21日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

県営二ツ木地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成20年2月21日

長野県知事 村井 仁

1 土地改良事業の名称

県営基幹水利施設補修事業

2 工事の着手年月日

平成16年1月9日

3 工事の完了年月日

平成19年6月21日

農地整備課

公告

新たに建設した県営住宅の入居者を次のとおり募集します。

平成20年2月21日

長野県知事 村井 仁

1 募集団地

(1) 県営住宅の所在地等

団地名	所在地	構造	住戸規模	募集戸数
小井川	岡谷市	準耐火木造3階建 (一部2階建)	2DKY (車イス生活者向け) 70.4m ² (洋室16.5m ² 、洋室9.9m ²)、DK、浴室	2戸
			3DKY 70.4m ² (和室6帖、洋室13.2m ² 、洋室9.9m ²)、DK、浴室	3戸
			2DKY (車イス生活者向け) 61.0m ² (洋室10.8m ² 、洋室8.1m ²)、DK、浴室	3戸
			2DKY 61.0m ² (和室6帖、5帖、洋室10.8m ²)、DK、浴室	5戸
			2DKY (車イス生活者向け) 69.5m ² (洋室16.5m ² 、洋室9.9m ²)、DK、浴室	2戸
			3DKY 69.5m ² (和室6帖、洋室13.2m ² 、洋室9.9m ²)、DK、浴室	1戸
			2DKY (車イス生活者向け) 60.2m ² (洋室10.8m ² 、洋室8.1m ²)、DK、浴室	1戸

(2) 家賃月額

次の表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ右欄に定める額

入居者の収入 (月額) (公営住宅法施行令第 1条第3号に規定する 収入)	家賃(月額)						
	車イス生活者向け				2DKY	3DKY	
	2DKY						
	70.4m ²	61.0m ²	69.5m ²	60.2m ²	61.0m ²	70.4m ²	69.5m ²
0～123,000円	29,400円	25,500円	29,000円	25,100円	25,500円	29,400円	29,000円
123,001～153,000	35,700	30,900	35,200	30,500	30,900	35,700	35,200
153,001～178,000	42,200	36,500	41,600	36,000	36,500	42,200	41,600
178,001～200,000	48,700	42,200	48,000	41,600	42,200	48,700	48,000
200,001～238,000	56,200	48,700	55,500	48,100	48,700	56,200	55,500
238,001～268,000	64,500	55,900	63,700	55,200	55,900	64,500	63,700

(3) 申込受付場所等

申込受付場所	申込受付期間	入居予定日
長野県諏訪地方事務所 建築課住宅係	平成20年2月27日(水)から 平成20年3月7日(金)まで	平成20年4月1日(木)

2 入居等の資格

- (1) 県内に居住し又は勤務場所を有する方
- (2) 原則として、現に同居し又は同居しようとする親族（婚姻予約者を含む。）がある方
- (3) 住宅に困窮している方
- (4) 収入が一定基準以下の方
- (5) 車イス生活者向け住宅については、入居者又は同居者が身体障害者であり、常時車イスを使用していること等、一定の条件があります。

3 申込方法

(1) 提出書類

- ア 県営住宅入居申込書（用紙は、最寄りの地方事務所又は長野県ホームページにあります。）
- イ 住民票の写し
- ウ 収入状況を証明する書類

エ その他事実を証明する書類

- ・ 婚姻予約者は両親等関係者の証明書
- ・ 車イス生活者向け住宅応募者は、車イス使用を証する書類（障害者手帳の写し等）
詳細は、お問い合わせください。

(2) 申込戸数

1世帯につき、1戸

4 選考方法及び入居の許可

- (1) 申込者の数が募集戸数を超えるときは公開抽選の方法により選考し、入居を許可します。
- (2) 補欠入居選考予定者を決定し、(1)で選考された者が入居しない場合は、補欠入居選考予定者を選考の対象とします。

5 その他

この募集についての問合せは、長野県諏訪地方事務所建築課住宅係、又は長野県住宅部住宅課にしてください。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月21日

長野県北信地方事務所長 海野忠一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県北信合同庁舎電気工作物保安管理業務

(2) 役務の特質

長野県北信合同庁舎の電気工作物保安管理業務

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法
(昭和22年法律第67号) 第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

中野市大字壁田955

長野県北信合同庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 専門技術者を待機させ、緊急時の出動要請に対し原則40分以

内に到着できる体制を整備できる者であること。

- (5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。
- (6) 過去2年間に、1年間継続業務を1回として、2回以上延床面積3,000m²以上の建物において電気工作物保安管理業務委託を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

中野市大字壁田955

長野県北信地方事務所地域政策課

電話 0269(22)3111(代)内線 211

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月13日(木) 午前11時

イ 場所 長野県北信合同庁舎 403号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月7日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は解除があった場合は、長野県北信地方事務所長はこの契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月21日

長野県北信地方事務所長 海野忠一

1 入札に付する事項

- (1) 借入等する物品等及び数量
ファクシミリ1台（附属機器及び用紙以外の消耗品を含みます。）

(2) 物品の特質

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 借入期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

中野市大字壁田955

長野県北信合同庁舎2階

(5) 入札方法

1年間の物品借入に要する金額（年額）について行います。（詳細は、入札説明書及び仕様書によります。）なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」及び「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 機器に支障が生じた場合、即時に連絡が取れるとともに、原則1時間以内に技術者が到着できる体制を整備できる者であること。
- (5) 長野県長野地方事務所又は北信地方事務所管内に本社もしくは営業所等を有する者であること。
- (6) 過去に同等以上の機種において賃貸借契約を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
- 中野市大字壁田955
長野県北信地方事務所地域政策課
電話 0269（22）3111（代）内線 211
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年3月13日（木）午後2時
イ 場所 長野県北信合同庁舎 403号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月7日（金）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は解除があった場合は、長野県北信地方事務所長はこの契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月21日

長野県立須坂病院長 齊藤 博

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立須坂病院自動ドア保守点検業務委託

(2) 役務の特質

長野県立須坂病院の自動ドア保守点検業務

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法
(昭和22年法律第67号) 第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

(5) 過去に病院の自動ドアに係る保守点検業務契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

(6) 緊急時の出動要請から終日概ね30分以内で当該業務箇所に到着できる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院 事務局総務係

電話 026 (245) 1650 内線 3110

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月13日（木）午後3時

イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階講堂

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月5日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立須坂病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月21日

長野県立須坂病院長 齊藤 博

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立須坂病院一般廃棄物処理業務委託

(2) 役務の特質

長野県立須坂病院の一般廃棄物の収集、運搬及び処分業務

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法
(昭和22年法律第67号) 第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数が

あるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 一般廃棄物の収集及び運搬に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の規定による須坂市長の許可を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院 事務局総務係

電話 026(245)1650 内線 3110

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月13日(木) 午後2時

イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階講堂

- (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月5日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立須坂病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月21日

長野県南佐久建設事務所長 塩入邦寿

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

自家用電気工作物の保安管理業務

- (2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

- (3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

- (4) 履行場所

南佐久郡佐久穂町 古谷ダム

南佐久郡佐久穂町 余地ダム

- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 過去10年以内に同種の設備の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

先

佐久市臼田2015
長野県南佐久建設事務所 総務課
電話 0267 (82) 3101

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年3月6日(木) 午後2時
イ 場所 長野県南佐久建設事務所 第一會議室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月28日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県南佐久建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
 - (2) 詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月21日

長野県南佐久建設事務所長 塩入邦寿

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
平成20年度県単水防管理事業及び県単砂防事業に伴う土砂災害監視施設の保守点検業務
- (2) 役務の特質
入札説明書のとおりです。
- (3) 履行期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 履行場所
長野県南佐久建設事務所管内
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者又は電波法（昭和25年法律第131号）の規定による登録点検業者であること。
 - (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市臼田2015

長野県南佐久建設事務所 総務課

電話 0267 (82) 3101

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年3月6日(木) 午後1時30分
イ 場所 長野県南佐久建設事務所 第一會議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月28日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県南佐久建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月21日

長野県諏訪建設事務所長 平沢 清

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成20年度釜口水門宿日直業務

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

岡谷市湊 釜口水門

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とします

で、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による長野県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条の規定による届出書を同公安委員会に提出した者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川一丁目1644-10

長野県諏訪建設事務所 総務課

電話 0266（57）2934

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年3月6日（木）午前11時
イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 講堂
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月28日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格

をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県諏訪建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月21日

長野県長野建設事務所長 吉池茂昭

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

ダムの宿日直業務

- (2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

- (3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

- (4) 履行場所

長野市小鍋 堀花ダム

長野市鬼無里 奥堀花ダム

- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による長野県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条の規定による届出書を同公安委員会に提出した者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ

先

長野市大字南長野南県町686-1

長野県長野建設事務所 総務課

電話 026 (234) 9537

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月6日（木）午前11時30分

イ 場所 長野県長野合同庁舎 504号会議室

- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月29日（金）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県長野建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

河川課